

経営発展計画

整理番号	0001
都道府県名	〇〇県
市町村名	〇〇町

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく いちろう 稲作 一郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)		年齢 1974 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 51 歳
連絡先	電話番号: 03-1234-x x x x	メールアドレス: nougyou@...ne.jp		

2 経営概要

農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている ☒

営農類型	■ 水田作 □ 畑作 □ 露地野菜 □ 施設野菜 □ 果樹 □ 露地花き □ 施設花き □ 酪農 □ 繁殖牛 □ 肥育牛 □ 養豚 □ 採卵養鶏 □ 食肉鶏 □ その他 (			
------	---	--	--	--

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく たろう 稲作 太郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)		年齢 1947 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 78 歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 2024 年 1 月 1 日

資産区分	継承方法		備 考
農地等	全部継承	有償譲渡	父親が所有する農地1,500aを民間融資を受けて購入した。借入地65aについては、後継者に利用権移転を完了した。
機械	全部継承	使用貸借	父親が所有していた機械(トラクター、田植え機)について賃借契約を締結した。
施設	全部継承	使用貸借	先代が所有していた施設について賃貸借契約を締結した。

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の取組の導入		
取組内容	【具体的な取組内容】 経営継承を機に、法人化し経営の改善に取り組む。現状、販路が少なく、新たな販売先確保や農産物の価値向上のため、JGAPを取得する。また、会計ソフトの導入で、経理処理を効率化し、計数管理してコスト削減等に努める。さらに圃場の見回り作業を省力化するため、センサーで水位や水温を測定し給水の遠隔操作が可能な水管理システムを導入する。		
	区分番号	区分別の取組内容	経費(円) 経費内訳
	①	農業経営を法人化	260,000 ・法人設立手数料(定款認証代・印紙代、登録免許税、登記簿謄本代、印鑑証明書代): 240,000円 ・司法書士への報酬: 20,000円
	⑤	専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得	520,000 ・コンサルタント費用(5日間程度、旅費込み): 300,000円 ・審査費用: 150,000円 ・年間登録料: 70,000円
	⑧	会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化	110,000 ・農業簿記ソフト(青色申告用)購入費: 30,000円 ・販売管理ソフト(クラウド型)購入費: 80,000円
	⑪	業務の効率化に向けた水管理システム導入	562,500 ・水管理システム(A社 商品名: @@@ 型式: @@@ × 1台): 562,500円
経費(事業費)合計		1,452,500 円	補助対象経費合計 1,000,000 円

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

項 目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	280 (万円)	285	295	300	7.1%

(2)地域貢献

項 目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	1,565 (a、頭、羽)	1,565	1,865	2,065	31.9%
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

地域の農業者3名に対する作業(田植え、稲刈り)受託を通じ、地域農業の維持に貢献する。
--

令和7年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和7年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	■
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	■
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	■
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	■
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	■
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	■

(注)1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができません場合があります。)	■
--	---